

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第30号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(総務部の分課等及びその分掌事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>入札担当の分掌事務</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>8 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>防災危機管理担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p> <p><u>(10) [略]</u></p> <p><u>(11) [略]</u></p> <p><u>(12) [略]</u></p> <p><u>(13) [略]</u></p> <p><u>(14) [略]</u></p> <p><u>(15) [略]</u></p> <p><u>(16) [略]</u></p> <p>防災消防担当の分掌事務</p>	<p>(総務部の分課等及びその分掌事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>入札担当の分掌事務</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>放射線影響対策担当の分掌事務</u></p> <p><u>(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）に伴う原子力発電所の事故による放射性物質影響対策の総合的な企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(2) 東日本大震災津波に伴う原子力発電所の事故に係る損害賠償請求及びその総合的な調整に関すること。</u></p> <p>3～7 [略]</p> <p>8 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>防災危機管理担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 消防防災統計に関すること。</u></p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p> <p><u>(10) [略]</u></p> <p><u>(11) [略]</u></p> <p><u>(12) [略]</u></p> <p><u>(13) [略]</u></p> <p><u>(14) [略]</u></p> <p><u>(15) [略]</u></p> <p><u>(16) [略]</u></p> <p><u>(17) [略]</u></p> <p>防災消防担当の分掌事務</p>

(1) 消防防災統計に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

[略]

9・10 [略]

(政策地域部の分課及びその分掌事務)

第8条 政策地域部に次の室及び課を置く。

(1)～(4) [略]

(5) 国体推進課

(6) [略]

2 政策推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

評価担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

調整担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 地域経営推進費に関すること。

(5) [略]

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

[略]

9・10 [略]

(政策地域部の分課及びその分掌事務)

第8条 政策地域部に次の室及び課を置く。

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) 国体室

2 政策推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

評価担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

ILC推進担当の分掌事務

(1) 国際リニアコライダー計画の推進並びに調査及び情報収集に関すること。

調整担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 地域経営推進費に関すること(市町村課の主管に属するものを除く。)。

(5) [略]

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) いわて体験交流施設の管理に関すること。

3 市町村課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

財政担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 市町村総合補助金に関すること。

(6)～(15) [略]

4・5 [略]

6 国体推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務担当の分掌事務

(1) 第71回国民体育大会（以下「国体」という。）の開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 国体の広報及び県民運動に関すること。

競技式典担当の分掌事務

(1) 国体の競技運営に関すること。

(2) 国体の式典に関すること。

施設担当の分掌事務

(1) 国体の競技施設に関すること。

(2) 国体の式典会場の管理に関すること。

(3) 国体の輸送及び交通に関すること。

(4) 国体の宿泊及び衛生に関すること。

7 地域振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

県北沿岸・定住交流担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

[略]

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

3 市町村課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

財政担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 地域経営推進費に関すること（市町村に交付するものに限る。）。

(6)～(15) [略]

4・5 [略]

6 地域振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務担当の分掌事務

(1) 第71回国民体育大会（以下「国体」という。）の開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 国体の広報及び県民運動に関すること。

競技式典担当の分掌事務

(1) 国体の競技運営に関すること。

(2) 国体の式典に関すること。

施設担当の分掌事務

(1) 国体の競技施設に関すること。

(2) 国体の式典会場の管理に関すること。

(3) 国体の輸送及び交通に関すること。

(4) 国体の宿泊及び衛生に関すること。

7 国体室の分掌事務は、次のとおりとする。

県北沿岸・定住交流担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

(9) いわて体験交流施設の管理に関すること。

[略]

7 国体室の分掌事務は、次のとおりとする。

国体担当の分掌事務

(1) 第71回国民体育大会（以下「国体」という。）の開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 国体の広報及び県民運動に関すること。

競技式典担当の分掌事務

(1) 国体の競技運営に関すること。

(2) 国体の式典に関すること。

施設担当の分掌事務

(1) 国体の競技施設に関すること。

(2) 国体の式典会場の管理に関すること。

(3) 国体の輸送及び交通に関すること。

(4) 国体の宿泊及び衛生に関すること。

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第9条 環境生活部に次の室及び課を置く。

(1)～(6) [略]

(7) 産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室

2・3 [略]

4 資源循環推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

廃棄物対策担当の分掌事務

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関すること（災害廃棄物対策担当及び産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の主管に属するものを除く。）。

(2) 廃棄物の不適正処理の監視指導に関すること（産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の主管に属するものを除く。）。

(3) [略]

資源循環担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

災害廃棄物処理企画担当の分掌事務

(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）により発生した災害廃棄物の処理の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること（災害廃棄物処理技術担当の主管に属するものを除く。）。

災害廃棄物処理技術担当の分掌事務

(1) 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理技術に関すること。

5～7 [略]

8 産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

再生・整備担当の分掌事務

(1) [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第10条 [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

企画担当の分掌事務

第9条 環境生活部に次の室及び課を置く。

(1)～(6) [略]

(7) 廃棄物特別対策室

2・3 [略]

4 資源循環推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

廃棄物対策担当の分掌事務

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関すること（廃棄物特別対策室の主管に属するものを除く。）。

(2) 廃棄物の不適正処理の監視指導に関すること（廃棄物特別対策室の主管に属するものを除く。）。

(3) [略]

資源循環担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

5～7 [略]

8 廃棄物特別対策室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

再生・整備担当の分掌事務

(1) [略]

災害廃棄物処理企画担当の分掌事務

(1) 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること（災害廃棄物処理技術担当の主管に属するものを除く。）。

災害廃棄物処理技術担当の分掌事務

(1) 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理技術に関すること。

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第10条 [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

企画担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) 公立病院改革に関すること。

(7) 保健所運営協議会、医療審議会（医療計画部会に限る。）及び社会福祉審議会に関すること。

管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

3 医療推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

医療担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

地域医療推進担当の分掌事務

(1) 地域医療体制の整備及び推進に関すること。

(2)・(3) [略]

[略]

4・5 [略]

6 長寿社会課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

高齢福祉担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 緩和ケアに関すること（医療推進課の主管に属するものを除く。）。

[略]

7 [略]

8 児童家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

健全育成担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) 社会福祉審議会に関すること。

管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

医療再生担当の分掌事務

(1) 地域における医療の確保に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 公立病院改革に関すること。

(3) 保健所運営協議会及び医療審議会（医療計画部会に限る。）に関すること。

3 医療推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

医療担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) 緩和ケアに関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

地域医療推進担当の分掌事務

(1) 地域医療体制の整備及び推進に関すること （保健福祉企画室の主管に属するものを除く。）。

(2)・(3) [略]

[略]

4・5 [略]

6 長寿社会課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

高齢福祉担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

[略]

7 [略]

8 児童家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

健全育成担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 児童手当及び子ども手当に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）。

(8) [略]

少子化担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2～14 [略]

15 漁港漁村課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

整備担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 漁港区域に係る海岸保全に関すること。

(4) [略]

16 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

2～6 [略]

7 砂防災課の分掌事務は、次のとおりとする。

災害復旧担当の分掌事務

(1) [略]

[略]

8～11 [略]

12 空港課の分掌事務は、次のとおりとする。

空港担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

利用促進担当の分掌事務

(1) 国際線の誘致に関すること。

(2) 国際線の受入れ態勢の整備に関すること。

(復興局の分課及びその分掌事務)

第13条の2 [略]

2～5 [略]

6 生活再建課の分掌事務は、次のとおりとする。

被災者支援担当の分掌事務

(1) [略]

(1)～(6) [略]

(7) [略]

少子化担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 児童手当及び子ども手当に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）。

(8) [略]

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2～14 [略]

15 漁港漁村課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

漁港担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) [略]

海岸担当の分掌事務

(1) 漁港区域に係る海岸保全に関すること。

16 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

2～6 [略]

7 砂防災課の分掌事務は、次のとおりとする。

震災復旧担当の分掌事務

(1) [略]

[略]

8～11 [略]

12 空港課の分掌事務は、次のとおりとする。

空港担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(復興局の分課及びその分掌事務)

第13条の2 [略]

2～5 [略]

6 生活再建課の分掌事務は、次のとおりとする。

被災者支援担当の分掌事務

(1) [略]

再建資金担当の分掌事務

(1) 東日本大震災津波に係る災害救助及び被災者生活再建支援に関すること。

相談支援担当の分掌事務

(1) [略]

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
消費生活相談室	県南広域振興局経営企画部 広域振興局経営企画部地域振興センター（県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センターを除く。）
[略]	
農業参入企業相談センター	農業振興課 広域振興局農政部又は農林部 広域振興局農政部又は農林部の農林振興センター
[略]	
地方集落型経営体支援センター	農業改良普及センター

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
本庁	[略]	
	復興局	[略]

(2) 東日本大震災津波に係る災害救助及び被災者生活再建支援に関すること。

相談支援担当の分掌事務

(1) [略]

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
消費生活相談室	沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター
[略]	
いわて6次産業支援センター	流通課
[略]	
被災者相談支援センター	広域振興局経営企画部（盛岡広域振興局及び県南広域振興局の経営企画部を除く。） 広域振興局経営企画部地域振興センター（県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センターを除く。）

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
本庁	[略]	
	復興局	[略]

		故があるとき、又は局長が欠けたときは、 <u>あらかじめ定める順位により</u> 、その職務を代理する。
[略]		
[略]		上司の命を受け、環境、医務、農政、農村整備、林務、水産、道路都市又は河川港湾の事務を掌理するとともに、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
県土整備部	[略]	
室	[略]	
[略]		
政策推進室	政策監	[略]
		[略]
調整監		[略]
[略]		
広域振興局	[略]	
	[略]	
	林務出張所	林務出張所長
	ダム建設	次長

		故があるとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する。
[略]		
[略]		上司の命を受け、環境、医務、農政、農村整備、林務、水産、道路都市、河川港湾又は復興の事務を掌理するとともに、部長若しくは局長に事故があるとき、又は部長若しくは局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
県土整備部	[略]	
復興局	復興担当技監	
室	[略]	
[略]		
政策推進室	首席 I L C 推進監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、国際リニアコライダー計画の推進に関する事務を掌理する。
	政策監	[略]
	I L C 推進監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第2項 I L C 推進担当の分掌事務を掌理する。
	調整監	[略]
[略]		
広域振興局	[略]	
	[略]	
	林務出張所	林務出張所長
	大船渡土木センタ二	副所長
ダム建設	次長	

	事務所		事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
	[略]		
[略]			
農林水産部に属する出先機関	[略]		
	生物学研究所	所長	[略]
		次長	所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
	[略]		
県土整備部に属する出先機関	流域下水道事務所及び空港事務所	[略]	

2～5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部 等	課 等	
	[略]		
沿岸広域振興局	経営企画部	[略]	
		産業振興課	
		総務課	
		[略]	
	[略]		
	宮古地域振興センター	地域振興課	
			総務課
			[略]
	[略]		
	大船渡地域振興センター	地域振興課	

	事務所		
	[略]		
[略]			
農林水産部に属する出先機関	[略]		
	生物学研究所	所長	[略]
	[略]		
県土整備部に属する出先機関	流域下水道事務所	[略]	
	空港事務所	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、その事務を掌理する。
		次長	所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。

2～5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部 等	課 等	
	[略]		
沿岸広域振興局	経営企画部	[略]	
		産業振興課	
		復興推進課	
		総務課	
	[略]		
	宮古地域振興センター	地域振興課	
			復興推進課
			総務課
	[略]		
	大船渡地域振興センター	地域振興課	
復興推進課			

		総務課
		[略]
	[略]	
	[略]	
水産部	[略]	
	漁港漁村課	
宮古水産振興センター	[略]	
	漁港漁村課	
大船渡水産振興センター	[略]	
	漁港漁村課	
土木部	[略]	
	河川港湾課	
	建築指導課	
宮古土木センター	[略]	
	河川港湾課	
	建築指導課	
	[略]	
大船渡土木センター	[略]	
	河川港湾課	
	建築指導課	
	[略]	
県北広域振興局	経営企画部	[略]
		産業振興課
		総務課
		[略]
	[略]	
	[略]	
	水産部	[略]
		漁港漁村課
	[略]	
	[略]	

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、

		総務課
		[略]
	[略]	
	[略]	
水産部	[略]	
	漁港漁村課	
	用地課	
宮古水産振興センター	[略]	
	漁港漁村課	
	用地課	
大船渡水産振興センター	[略]	
	漁港漁村課	
	用地課	
土木部	[略]	
	河川港湾課	
	復興まちづくり課	
	建築指導課	
宮古土木センター	[略]	
	河川港湾課	
	復興まちづくり課	
	建築指導課	
	[略]	
大船渡土木センター	[略]	
	河川港湾課	
	復興まちづくり課	
	建築指導課	
	[略]	
県北広域振興局	経営企画部	[略]
		産業振興課
		復興推進課
		総務課
		[略]
	[略]	
	水産部	[略]
		漁港漁村課
		用地課
	[略]	

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、

総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条―第22条関係）

分掌事務	分掌の区分					備考
	経営企画部	経営企画地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部	
[略]						
11 地域経営推進費に関すること。	[略]					
12 <u>市町村総合補助金</u> に関すること。	[略]				経営企画部においては、 <u>市町村総合補助金</u> に関する総括に関する事務を併せて処理する。	
[略]						
14 特定非営利活動法人に関すること。	[略]					

総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条―第22条関係）

分掌事務	分掌の区分					備考
	経営企画部	経営企画地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部	
[略]						
11 地域経営推進費に関すること（ <u>12に係るものを除く。</u> ）。	[略]					
12 <u>地域経営推進費</u> に関すること（ <u>市町村に交付するものに限る。</u> ）。	[略]				経営企画部においては、 <u>地域経営推進費</u> に関する総括の事務を併せて処理する。	
[略]						
14 特定非営利活動法人に関すること（ <u>認定特定非営利活動法人及び仮認定特定</u>	[略]					

[略]							
18 一般旅券 発給申請に 基づく書類 の受付、一 般旅券の交 付並びに失 効旅券の消 印及び還付 に関するこ と。	○					沿岸広域 振興局経営 企画部宮古 地域振興セ ンターに限 る。	
[略]							
53 海洋に関 する施策に 関すること (他部等の 主管に属す るものを除 く。)	[略]						

非営利活動 法人に関す るものを除 く。)							
[略]							
18 一般旅券 発給申請に 基づく書類 の受付、一 般旅券の交 付並びに失 効旅券の消 印及び還付 に関するこ と。	○					沿岸広域 振興局経営 企画部に限 る。	
[略]							
53 海洋に関 する施策に 関すること (他部等の 主管に属す るものを除 く。)	[略]						
53の2 岩手 県復興基本 計画の推進 に関するこ と(他部等 の主管に属 するものを 除く。)	○	○				盛岡広域 振興局経営 企画部及び 県南広域振 興局経営企 画部並びに 県北広域振 興局経営企	
53の3 市町 村が策定し た復興計画 の推進の支 援に関する こと(他部 等の主管に 属するもの を除く。)	○	○				画部二戸地 域振興セン ターを除く 。	

54 局内の経理及び物品の管理に関すること。	[略]
[略]	

[略]

2 広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターの分掌事務（第23条関係）

分掌事務	分掌の区分		備考
	保健福祉環境部	保健福祉環境部保健福祉環境センター	
[略]			
24 地球温暖化対策に関すること。	[略]		
[略]			

[略]

3・4 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
総務部	総務室	管理課長 入札課長

53の4 東日本大震災津波の被災者の生活再建に係る支援に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。	○	○					
54 局内の経理及び物品の管理に関すること。	[略]						
[略]							

[略]

2 広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターの分掌事務（第23条関係）

分掌事務	分掌の区分		備考
	保健福祉環境部	保健福祉環境部保健福祉環境センター	
[略]			
24 地球温暖化対策及び再生可能エネルギーの導入等の促進に関すること。	[略]		
[略]			

[略]

3・4 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
総務部	総務室	管理課長 入札課長 <u>放射線影響対策課長</u>

	[略]	
政策地域部	[略]	
	NPO・文化国際課	[略]
	国体推進課	競技式典担当課長 施設課長
	地域振興室	[略]
環境生活部	[略]	
	資源循環推進課	資源循環担当課長 災害廃棄物対策課長 災害廃棄物処理企画担当課長
	[略]	
	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	調査追及課長 再生・整備課長
	[略]	
農林水産部	[略]	
	漁港漁村課	整備担当課長
県土整備部	[略]	
	建築住宅課	住宅担当課長 建築指導課長 営繕課長
	[略]	
復興局	企画課	計画課長
	[略]	
	生活再建課	被災者支援課長 再建資金担当課長
	[略]	

別表第9 県土整備部に属する出先機関の課（第74条関係）

出先機関	課
北上川上流流域下水道事務所	[略]
花巻空港事務所	管理課
	建設課

	[略]	
政策地域部	[略]	
	NPO・文化国際課	[略]
	地域振興室	[略]
	国体室	国体課長 競技式典担当課長 施設課長
環境生活部	[略]	
	資源循環推進課	資源循環担当課長
	[略]	
	廃棄物特別対策室	再生・整備課長 災害廃棄物対策課長 災害廃棄物処理企画担当課長
	[略]	
農林水産部	[略]	
	漁港漁村課	漁港担当課長 海岸担当課長
県土整備部	[略]	
	建築住宅課	住宅課長 建築指導担当課長 営繕課長
	[略]	
復興局	企画課	計画担当課長
	[略]	
	生活再建課	被災者支援担当課長 相談支援担当課長
	[略]	

別表第9 県土整備部に属する出先機関の課（第74条関係）

出先機関	課
北上川上流流域下水道事務所	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。